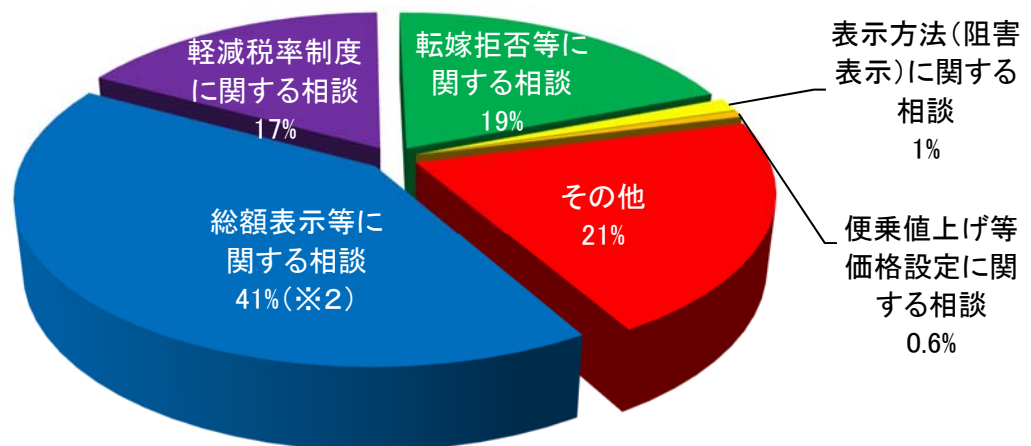


## 総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター） の相談対応状況（令和2年4月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和2年4月（4/1～4/30））は以下のとおり。

### 1 相談件数

4月の相談件数：電話139件、メール16件  
【相談内容（全155件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 振袖のレンタル契約をしたのですが、イベントが中止になったことからレンタルをキャンセルすることになりました。キャンセルに当たり、レンタル業者からキャンセル料を請求されましたが、キャンセル料には消費税がかかるのでしょうか。

A. いわゆるキャンセル料については、そのキャンセル料が解約手続などの事務を行う事務手数料であれば役務の提供の対価に該当しますので、課税の対象となります。

一方、そのキャンセル料が本来得ることができたであろう利益がなくなったことに対する補てん金であれば、資産の譲渡等の対価に該当しないため、課税の対象となりません。

なお、個々の取引における消費税の適用関係について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は5件

※2 うち総額表示に関する相談が20%、消費税一般に関する相談が80%

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 個人事業者です。法人事業者から運送業務を請け負っています。単価について、取引開始時(消費税率8%時)に取引先と「税込」であると口約束で確認していました。その後、消費税率が8%から10%に引き上がったにもかかわらず、単価(税込み)は据え置かれたままです。取引先から消費税率引上げ分について支払ってもらうことは可能でしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める行為は、「買ったとき」として問題になります。

特定事業者(買手)が、税込で契約したとの理由のみで単価を据え置くことは合理的な理由とはなりません。

「買ったとき」に該当する行為が行われている場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

また、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

## ○ 表示方法(阻害表示)に関する相談

Q. 消費者です。インターネット上で、セールと称して「消費税はいただきません」と明言している動画を見つけましたが、問題ないのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第8条第1号では、「消費税はいただきません。」や「消費税サービス」などの、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示を消費税の転嫁を阻害する表示として禁止しています。

なお、同条における「表示」は、事業者が商品又は役務の供給の際に顧客を誘引するために利用する、あらゆる広告・表示が対象となりますので、動画によるものも含まれます。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 飲食店を営む事業者です。これまで、店内飲食のみの営業を行ってきましたが、今般の新型コロナウイルスへの対応として、テイクアウト営業を検討しています。

この場合、適用税率についてどのように考えればよろしいですか。

A. 軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

一方、例えば飲食店を営む事業者が行うものであっても、飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装をして行う譲渡(いわゆる「テイクアウト」や「持ち帰り販売」)は、テーブル、椅子等の飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供には当たらない単なる飲食料品の販売であることから、軽減税率が適用されます。

事業者が行う飲食料品の提供が、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」に該当するのかは、その飲食料品の提供を行った時において、例えば、その飲食料品について、その場で飲食するのか又は持ち帰るのかを相手方に意思確認するなどの方法により判定していただくことになります。

なお、意思確認の方法などの詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等で御確認ください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

<相談窓口>

具体的な御相談については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル：0120-200-040 (IP 電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル：0570-200-123 (通話料金がかかります)

受付時間 9時～17時 (土日祝日・年末年始を除く)

○メール：ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2609 (直通)

FAX：03-3591-0160